

提出資料のうち副本にかかるマスクングについて

募集要項9ページの「8(7)提出書類」に記載のとおり、副の提出書類一式（以下、副本という。）については、マスクングをした状態で提出してください。マスクングが不足していると大阪市が判断した場合は、大阪市においてマスクングを行う場合があります。

また、場合によっては、副本について再度マスクングを実施していただき再提出いただく場合がございます。

【マスクング方法】

黒塗り、枠で囲んで白抜き等。

【マスクング対象】

○申請団体名（連合体の代表法人等及び構成団体の名称を含む）

法人等の商号や名称等、その他申請団体名を特定している箇所

※大阪市の判断で黒塗り等の措置を行う場合がありますので、ご了承ください。

【マスクング対象外】

○納税地や設立年月日、法人情報として記載されている取締役の住所といった、直接的には法人名の特定にならない内容